夏期一時金交渉

夏期一時金の支給日に関する項目

期末・勤勉手当については、現行の期末勤勉手当条例に基づき、６月３０日に支給したい。

一時金の傾斜配分（役職段階別加算措置）に関する項目

「民間の支給割合の実態を見ると、役職段階別にかなりの差があり支給割合を均衡させる」という趣旨から、平成２年に制度化したものであり、現時点においても意義あるものと考えている。

勤勉手当への「成績率」適用に関する項目

評価結果の勤勉手当の成績率への反映は、「勤務実績のより的確な反映」のために、平成１９年度から前年度の評価・育成システムの評価結果を活用し、実施しているところ。

常勤講師・臨時主事の夏期一時金は、基準日の翌月から基準日までの在職・勤務期間に応じて支給することに関する項目

現行の給与制度において、期間率及び支給割合に関する要求に応じることは困難。

非常勤講師・非常勤特別嘱託員・非常勤若年特別嘱託員・非常勤職員に一時金制度を導入することに関する項目

非常勤の職員に対して期末・勤勉手当を支給することは、地方自治法の規定から困難。

なお、府立学校での乳がん・子宮がん検診について、これまで４０歳以上の希望者全員を対象としていたが、昨年２月に改正された厚生労働省の指針を参考に、公費負担とするのは２年に１回とし、子宮がん検診については対象年齢を２０歳からに引き下げるとともに、乳がん検診については、これまでオプション検査として自己負担であったマンモグラフィ検査を公費負担に改める予定。